

「明治学院共通科目」担当非常勤講師 各位  
教養教育センター所属助手 各位  
教養教育センター附属研究所所属研究員 各位

『カルチュラル』編集委員長  
三角 明子

### 教養教育センター紀要『カルチュラル』原稿募集のお知らせ

教養教育センター紀要『カルチュラル』第17巻を刊行いたします。

本誌では、下記の2分類で各位の投稿を募集しております。それぞれに下記のとおり原稿提出締切日を設定しております。期限を厳守して下さいますようお願いいたします。執筆希望者は次頁「編集規定」ならびに「執筆要項」の記載事項をご了承のうえ、執筆申込書を7月6日(水)までに横浜校舎教養教育センター共同研究室に提出してください。なお執筆申込書は教養教育センターのウェブサイトからダウンロードできます。

I 論文(査読あり)	原稿提出締め切り <u>10月3日(月)</u>
II 調査・研究報告	原稿提出締め切り <u>12月2日(金)</u>

IIについては、Iの掲載論文数等により掲載をお断りする場合があります。あらかじめご了解下さい。

いずれも原稿の提出先は教養教育センター横浜共同研究室です。

電話：045-863-2067

e-mail：kkc@gen.meijigakuin.ac.jp

(封筒および電子メールの件名には、「カルチュラル投稿」と明記のうえ、ご氏名を書き添えてください)

(次ページに『カルチュラル』編集規定および執筆要項を掲載いたします)

『カルチュラル』編集規定

1. 本誌は明治学院大学教養教育センター紀要『カルチュラル』と称し、教養教育と言語教育および人文・社会・自然科学に関する研究成果を掲載する。
2. 本誌の編集にあたる編集委員会を設け、編集委員長および委員をもって構成する。委員長および委員は教養教育センター長の指名による。なお、任期は原則として1年とし、重任も可とする。
3. 編集委員長は編集委員会を必要に応じて招集する。
4. 編集委員会は、投稿原稿の採否判断および編集・刊行に関わる諸業務をおこなう。
5. 原稿は原則として未発表のものとし、自他を問わず他誌等に発表されたものと内容上のおおきな重複がある投稿については掲載対象外とする。
6. 投稿は、原則として教養教育センター専任教員・名誉教授・客員教授、特命教授、明治学院共通科目担当の他学部所属専任教員、「明治学院共通科目」を担当する非常勤講師、および教養教育センター所属助手・教育助手、教養教育センター付属研究所所属研究員に限るものとする。  
ただし、必要に応じて、教養教育センター教授会（以下、教授会）の議により、上記以外の者に執筆を依頼することができる。※a
7. 学外者と共同執筆する際は、事前に編集委員会の議を経て教授会の了承を得ることとする。※a
8. 本誌の掲載原稿を、論文（査読あり）、論文および翻訳等、調査・研究報告の3部に大別する。  
教養教育センター専任教員以外は論文（査読あり）、調査・研究報告のみ投稿できることとする。
9. 論文（査読あり）については、教養教育センター専任教員、明治学院共通科目担当の他学部所属専任教員、および教養教育センター所属助手によるものを除き、投稿点数を各執筆者各巻1点に限る。
10. 学術論文の査読担当者については、学内外の適任者2名以上を編集委員会が選任する。
11. 査読結果の最終判断（採用・書き直し再投稿・不採用）は編集委員会がおこない、投稿者に結果を通知する。※b
12. 記念号の刊行については、編集委員長の発議にもとづき教授会で必要事項（含む掲載内容）を審議する。  
掲載内容については本編集規定に縛られないとする。
13. 学術機関リポジトリ構築の一環として、掲載原稿については全文ウェブ上に掲載し、データベース化する。

※a. 学外者と共同執筆の場合は、6月末までに教養教育センターまで連絡すること。なお、本誌に投稿した明治学院科目担当の他学部専任教員は、当年度の学部学科の論叢に投稿することはできない。

※b. 論文（査読あり）の原稿提出締め切り日前に限り、原稿の種類を変更することを認める。

『カルチュラル』執筆要項

1. 原稿は原則として電子データによる入稿とし、別途打ち出し原稿一部を提出する。
2. 提出原稿は完成稿であることを原則とする。
3. 書式は、指定された場合を除き、縦書、横書のいずれでもよい。
4. 原則として32,000字以内、英語論文は13,000語以内とする。写真、図表等は組版時に1ページ大のものは1,800字（英語論文の場合は800語）、半ページ大のものは900字（英語論文の場合は400語）、1/4ページ大のものは450字（英語論文の場合は200語）相当として字数（語数）換算する。
5. 著者校は2校までとする。
6. 原稿は原則として返却しない。
7. 抜刷りは0部、50部、100部とする。

提出期限：2022年6月10日より2022年7月6日まで